

議案第13号

二宮町総合計画審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

町の附属機関の見直しに伴い、組織及び所掌事項を整理したため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

二宮町総合計画審議会条例（平成 8 年二宮町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本町の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、二宮町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 二宮町総合計画に関すること。

(2) 総合戦略（まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。)に関すること。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第13号) 二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本町の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、<u>二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <p>(1) <u>二宮町総合計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>二宮町総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）に関すること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>